

(1) 令和2年度事業報告

1 静風流による煎茶道文化普及事業（定款第5条第1項第1号、3号、6号）

(1) 事業内容

ア 普及関連事業

[事業内容] 広く一般に煎茶道を紹介する機会を多く持ちたいことから、8月を除く毎月当法人の管理する「静風苑」において、一般も参加しうる茶会を開催し、また関係する団体が開催する事業には積極的に参加することで、煎茶道に関する認知度を高め、また優れた人材を育成していく。

※以下、実施中止となった事業は、全て新型コロナウイルス蔓延防止を理由とする。

- 4月8日～13日 駿府各流大茶会への参加（静岡伊勢丹）⇒中止
- 4月21日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）
- 5月19日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）
- 5月24日 全日本煎茶道連盟主催・全国煎茶道大会茶会⇒中止
- 6月23日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）
- 7月21日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）
- 7月26日 夏休み親子煎茶道教室（静岡市丸子、静風苑）
- 8月2日 夏の研修茶会・静風流理事会（静岡県焼津市・ホテルアンピア松風閣）120名参加
- 8月22日、23日 全日本煎茶道連盟主催 夏期大学（熊本）⇒中止
- 9月29日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）
- 10月27日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）
- 11月13日～15日 全日本煎茶道連盟主催 東京大煎茶会参加⇒中止
- 11月17日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）
- 11月21日～27日 ジャパンウィーク・セビリア（スペイン）⇒中止
- 12月12日 静岡市主催「お茶の学校」研修会（静岡市鷹匠、本部）⇒中止
- 12月22日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）
- 1月11日 新年茶会（研修茶会）、静風流総会（ホテルアソシア静岡）⇒中止
- 1月21日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）
- 2月23日 月例茶会（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）
- 3月23日 月例茶祭（献茶式及び茶会・静岡市丸子、静風苑）
- 3月28日 春の茶会（研修茶会）及び静風流総会（ホテルアソシア静岡）

その他必要な事業

- ・各地区学校及び公共施設での呈茶及びお茶の入れ方教室の開催
（静岡、三重、福井その他の各県内にて）
- ・静風流各地区静風会による茶会の開催⇒中止

イ 普及のための教授者育成に関する事業

[事業内容]

優秀教授者の顕彰、永年教授者の顕彰

教授者研修会の実施（基礎2回、資格者2回、8月、1月に実施）40名～50名参加

ウ 会報の発行（年6回）

[事業内容]

会員等への情報発信と煎茶道文化の啓蒙を目的とする。

一般向けにはホームページ上での情報発信とする。

会報の名称 「静 風」

作成部数 700部

配布先 一定の資格以上の会員（＝法人に年会費を納めている会員）
ただし配布を会員限定とはしない。

無償配布 会員外の希望者には、要望があれば差し上げることができ、その場合、送料の負担程度をお願いする。

(2) 財源等

臨時会費収入、実施事業等会計 共通 の収益

2 国風華道による華道文化普及事業（定款第5条第1項第2号、3号、6号）

(1) 事業内容

ア 普及関連事業、

[事業内容] 華展の開催及び、その準備として会議の開催し、各地区との緊密な連絡を取りながら、魅力あるいけばな展を開催していく。また国風華道の持つ伝統を踏まえた先進性を、少しでも多くの機会に発表していくため、関連する団体のいけばな展には積極的に参加していくものとする。

※以下、実施中止となった事業は、全て新型コロナウイルス蔓延防止を理由とする。

- ・国風華道理事会の開催（6月28日、2021年2月11日）⇒中止
- ・関連する団体の開催するいけばな展に参加。支部による華展参加の推進
 - 日本いけばな芸術展（大阪）への参加（4月）⇒中止
 - いけばな×百段階段（目黒雅叙園、5月～6月）参加⇒中止
 - 及び地域主催の華道展に出品（静岡県華道展、群馬県華道展その他）⇒中止

イ 普及のための人材育成に関する事業

- ・いけばな技術研修会の実施（9月27日・高崎市⇒中止、2021年3月7日・藤枝市にて開催）
- ・優秀教授者の顕彰、永年教授者の顕彰

ウ 会報の発行（年1回）

会員及び一般への情報発信といけばな文化の啓蒙を目的とする。

会報の名称 「国 風」

作成部数 700部

配布先 一定の資格以上の会員（＝法人に年会費を納めている会員）を通じて、一般まで。主たる会員には、複数冊の会報を送付し、一般への配布を求める。

無償配布 ただし一般からの要望で郵送を希望される場合は、実費程度の送料負担をお願いする。

(2) 財源等

臨時会費収入 実施事業等会計 共通 の収益

3 煎茶道文化及び華道文化に関する調査研究（定款第5条第1項第4号）

(1) 事業内容

ア 煎茶道関連

[現代社会における煎茶道の普及方法についての調査研究]

法人内に研究部会を設置し、現在の生活空間での煎茶道の在り方や、相応しい普及方法の研究を行う。

8月2日 「京焼と煎茶」をテーマに研究結果を発表（会報にて公表）

イ いけばな関連

[新花型の創案]

伝統文化であるいけばながこれからの生活文化においても、その真髄を継承しながら生き続けるために、新しい生活様式においても存在しうるいけばなを迫及していくものとする。そのため法人内に研究部会を設置し新しい基本の制定と普及を目的とする。

ウ 上記ア、イの成果についてはホームページまたは会報上で広く一般に公表していく。

新花型の定着を、研究会にて重点実施

(2) 財源等

臨時会費収入 実施事業等会計 共通 の収益

4 施設推進管理事業（定款第5条第1項第5号）

(1) 趣旨（目的）

当法人の活動の拠点となる、静風苑及び本部会館を安定的に使用するため、その維持管理活動をしていくことを目的とする。

(2) 事業内容

[静風苑及び本部会館の維持管理]

静風苑建物及び庭園、本部会館の維持修繕及び清掃 他

静風苑管理棟の維持修繕を実施

(3) 財源等

臨時会費収入 実施事業等会計 共通 の収益